

# 令和7年度担い手育成にかかる浜のコーディネート・ぷち漁業体験業務委託に係る提案募集要領

## 1 目的

この要領は、標記の業務委託について、公募型プロポーザル方式による企画提案の募集に必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和7年度担い手育成にかかる浜のコーディネート・ぷち漁業体験業務委託

### (2) 業務の内容

別紙「令和7年度担い手育成にかかる浜のコーディネート・ぷち漁業体験業務委託仕様書（企画提案用）」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 業務委託期間

契約締結の日から令和8年3月10日まで

### (4) 提案限度額

6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 応募に関する事項

(1) 本プロポーザルへの応募資格は、次の項目のすべての要件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ② 申請日において、山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、滞納がないものと見做す。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑥ 次のいずれにも該当しない者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）であること。

イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる者

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規

定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき更生及び再生手続きをしていないこと。

#### (2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他の不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が募集要領等で示した要件に適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 提案内容が 2（4）の提案限度額を上回るとき。

## 4 提出書類及び提出方法等

### (1) 提出書類及び提出部数

|   | 提出書類  | 様式、留意点等  | 提出部数  |
|---|---|--|-------|
| ① | 参加申込書   | 様式第 1 号  | 1 部   |
| ② | 事業者概要書  | 様式第 2 号  | 1 部   |
| ③ | 会社概要が分かるパンフレット等                                     |  | 8 部   |
| ④ | 法人の履歴事項全部証明書  | ・ 提出日において発行の日から 3 箇月以内のもの<br>・ 複写したものでも差し支えない  | 1 部   |
| ⑤ | 法人の定款又は寄附行為、役員名簿、決算書                                | ・ 決算書については直近のもの<br>・ 複写したものでも差し支えない  | 各 1 部 |
| ⑥ | 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明する書類 | ・ 次のアからウの書類（非課税のものを除く）<br>・ 山形県財務規則（昭和 39 年県規則第 9 号）第 125 条第 5 項に定める競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」とい | 各 1 部 |

|   |                |   |    |
|---|----------------|---|----|
|   |                | <p>う)に登録されている者は、提出する必要はない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複写したものでも差し支えない</li> </ul> <p>ア 山形県税 山形県に収めるべき税に未納の徴収金(納期限が到達していないものを除く。)がない旨の証明書(各総合支庁の発行する直近の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。)</p> <p>イ 消費税及び地方消費税 消費税及び地方消費税の納税証明書(本社所在地管轄の税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。)</p> <p>ウ 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類の写し</p> |    |
| ⑦ | 企画提案書          | <p>様式第3号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表紙(様式第3号)、目次を除き30ページ以内とし、A4判とする</li> </ul>   | 8部 |
| ⑧ | 経費見積書          | <p>様式第4号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手育成にかかる浜のコーディネーター及びぷち漁業体験の経費内訳が分かるよう記載すること</li> </ul>  | 8部 |
| ⑨ | 再委託先事業者の事業者概要書 | <p>様式第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の一部を再委託する場合に限る</li> </ul>  | 1部 |

(2) 企画提案書の記載事項

仕様書に基づき次の事項について記載すること。

- ① 仕様書の「4 委託業務の内容」に基づく企画の内容
- ② 実施体制(業務責任者、業務担当者、連絡体制、業務責任者等が有する資格)
- ③ 実施スケジュール

(3) 提出期限

①参加申込書（様式第1号）から⑥山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明する書類まで

令和7年5月30日（金）午後5時（必着）

⑦企画提案書（様式第3号）から⑨再委託先事業者の事業者概要書（様式第2号）

令和7年6月5日（木）午後5時（必着）

(4) 提出先

「10 担当部局」へ提出すること

(5) 提出方法

持参又は郵送によるものとする。

・ 郵送は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

・ 持参する場合は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時までに提出先へ持参すること。

(6) その他

提案は1事業者につき、1提案とする。

## 5 企画提案作成等に係る質問・問合せ

(1) 提出書類

企画提案書の作成に係る質問等は、別紙「企画提案書作成に係る質問書（様式第5号）」により行うものとする。

(2) 提出方法

質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「令和7年度担い手育成にかかる浜のコーディネート・ぷち漁業体験業務委託への問合せ」として以下の問い合わせ先まで送信すること。

【山形県農林水産部水産振興課（Eメールアドレス：ysuisan#pref.yamagata.jp）】

※上記「#」を「@」に変えたうえで送信してください。

(3) 受付期限

令和7年5月27日（火）午後5時まで

(4) 回答

質問書への回答は、全ての参加申込者に対し、電子メールにより行う。ただし、各提案者の独自企画に関わること等については、当該質問をした者のみへ回答する。

## 6 審査方法、評価基準及び選定方法

(1) 山形県が設置する「令和7年度担い手育成にかかる浜のコーディネート・ぷち漁業体験業務委託に係る公募型プロポーザル方式の企画提案審査会」において、企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。プレゼンテーションの開催日時等詳細は別途通知する。（ただし、山形県の判断によりプレゼンテーションを省略する場合がある。）

- (2) 審査は、別表「評価項目及び審査の視点」により評価を行うものとする。
- (3) 選定は、審査委員の各評価点の合計が最高点の者（以下「最優秀提案者」という。）及び次点の者（以下「次点者」という。）とし、最優秀提案者又は次点者が複数いる場合は、審査委員の合議により決するものとする。また、審査の結果は全ての応募者に対して書面により通知する。
- (4) 提案者が多数の場合は企画提案書類による第1次審査を行う場合がある。
- (5) 審査委員の採点の合計が配点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- (6) 提案者が1者のみであった場合にも、審査委員の採点の合計が配点の合計値の6割以上であり、提案の内容が契約の目的を十分に達成可能であると判断できるときは、当該者を最優秀提案者に選定できるものとする。

## 7 主なスケジュール（予定）

- (1) プレゼンテーション審査 令和7年6月中旬
- (2) 審査結果通知 令和7年6月中旬
- (3) 契約締結 令和7年6月下旬

## 8 委託契約に係る基本事項

- (1) 最優秀提案者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 最優秀提案者と業務委託契約締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

## 9 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費はすべて応募者の負担とする。
- (2) この要領に定めのない事項については、別途協議の上、決定する。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (4) 提出期限後における企画書の再提出、差換えは認めない。
- (5) 応募及び契約については、発注者の都合により事業停止する場合があります。
- (6) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10担当部局」に提出すること。
- (7) 応募書類は本件に係る事業企画の選定審査の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (8) 応募者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容について再検討の上、改めて募集を行うこととする。

## 10 担当部局

山形県農林水産部水産振興課：水産業成長産業化担当

住 所：〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号（県庁9階）

電 話：023-630-2478

F A X：023-630-3257

メール：ysuisan#pref.yamagata.jp

※上記「#」を「@」に変えた上で送信してください。

【別表】

評価項目及び審査の視点

| 評価項目       |                                    | 審査の視点  | 配点 |
|------------|------------------------------------|--|----|
| 業務目的       |                                    | 本業務の目的を理解し、この実現に向けた提案内容となっているか。                                      | 10 |
| 企画内容       | (1)<br>担い手育成にか<br>かかる浜のコ<br>ーディネート | ① 受入地域の体制づくり<br>各漁村における課題抽出および担い手育成にかかるアクションプラン立案に向けた具体的な手法が示されているか。 | 15 |
|            |                                    | ② 研修生受入漁業者の研修<br>研修生受入漁業者が適切な指導方法を学べるセミナーの内容となっているか。                 | 10 |
|            |                                    | ③ 研修生と地域の関係づくり<br>研修生と地元漁業者の関係づくりをサポートする体制がとられているか。                  | 10 |
|            |                                    | ④ 就業後のフォローアップ<br>新規漁業就業者の不安や悩みを吸い上げ、関係機関と連携し支援につなげるための体制がとられているか。    | 10 |
|            | (2)<br>ふち漁業体験                      | 地域外の方に、本県の漁業や地域に興味・関心を持ってもらう工夫がなされているか。                              | 10 |
|            |                                    | 参加者確保のための工夫がなされているか。   | 5  |
| 業務遂行<br>能力 | 体制                                 | 本業務を迅速に遂行するために、業務責任者及び業務担当スタッフが十分に配置されているか。                          | 10 |
|            | 実績                                 | 本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。  | 10 |
| 経費         |                                    | 価格水準、積算の考え方は妥当であるか。  | 10 |